

## 令和 5 年第 2 回小城市議会定例会提案理由

(令和 5 年 5 月 30 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 5 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 38 号から議案第 41 号までの専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 38 号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、小城市税条例の一部を改正したもので、地方税法施行規則に定める様式の新設に伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 39 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 40 号 令和 4 年度小城市一般会計補正

予算（第 14 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1 億 1,377 万 6 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 236 億 6,900 万 6 千円としたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、地方譲与税、地方交付税及び各種交付金等の額の確定により増減をしたものでございます。

また、歳出につきましては、地方交付税の増額等により財政調整基金を積み立てたものでございます。

次に、議案第 41 号 令和 5 年度小城市一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 5,757 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 222 億 8,670 万 5 千円としたものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、食費等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」として、児童一人当たり一律 5 万円を支給し、生活を支援するものでございます。

また、歳入につきましては、国庫支出金を計上するものでございます。

以上の 4 議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条

第1項の規定により、議案第38号から議案第40号までは3月31日付けで、議案第41号は4月19日付けで、それぞれ専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第42号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が施行されることにより、小城市税条例の一部を改正するもので、森林環境税の創設等に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第43号 小城市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱の改正に伴い、助成の制限の該当要件を改めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第44号 令和5年度小城市一般会計補正予算

(第2号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ2億8,021万3千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ225億6,691万8千円とするものでございます。

第2表 債務負担行為補正でございますが、「小城市健康スポーツセンター及び小城市フットボールセンター指定管理料」から「芦刈保健福祉センター指定管理料」までの3つの事項を追加するものでございます。

第3表 地方債補正は、「保育所等整備補助事業」の限度額を変更し、「認定こども園施設整備事業」を廃止するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第2款 総務費でございますが、「コミュニティ助成事業」は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、自治会等のコミュニティ活動に必要な備品等の整備に対する補助金を計上するものでございます。

第3款 民生費でございますが、物価高騰対策の新規事業といたしまして、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業」は、物価高騰の影響が大きい

住民税均等割の非課税世帯に対して、1世帯当たり一律3万円を支給し、生活を支援するものでございます。

次に、「保育所等整備補助事業」でございしますが、国庫補助金の補助率の変更と基準額の増額、それから、国の制度改正に伴い、教育費に計上していましたが「認定こども園施設整備事業」の予算を民生費に統合することにより追加するものでございます。

次に、「保育所等給食費補助事業」でございしますが、物価高騰により負担が増している子育て世帯を支援するため、昨年度に引き続きまして、<sup>わたくしりつ</sup>私立保育園等の給食材料費等の高騰分を補助するものでございます。

第4款 衛生費でございしますが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」は、接種期間の延長に伴う事業費を追加するものでございます。

第10款 教育費でございしますが、「学校給食費物価高騰対策事業」は、物価高騰により負担が増している子育て世帯を支援するため、昨年度に引き続きまして、小中学校等の給食材料費の高騰分を補助するものでございます。

次に、「認定こども園施設整備事業」でございしますが、国の制度改正に伴い、当初予算に計上していましたが予算を民生費に統合することにより減額するものでございます。

また、その他の物価高騰対策といたしまして、「病児・病後児保育事業」、「高齢者福祉総務費」、「障害者福祉総務費」、「児童福祉総務費」及び「保健衛生事務費」につきましては、長期化しております新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けながらも、地域の安心・安全のために医療・介護・保育等の運営を継続されている事業者に対しまして、一律5万円の支援を行うための報償費を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、諸収入、市債を計上し、基金繰入金により財源調整するものでございます。

続きまして、議案第45号から議案第58号まで一括して御説明申し上げます。

小城市農業委員会委員の任命についてでございますが、現農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、令和5年度 満神鉦害ポン

プ排水施設維持管理事業3号、4号ポンプ設備等改修工事で、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、3号、4号ポンプ及びそれに関連する電気設備等の更新を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は2億5,190万円、契約の相手方は、株式会社とりしませいさくしよ西島製作所 佐賀支店 支店長 やぐら としひろ矢倉 俊宏でございます。

工期は、議会議決の日から令和6年3月22日までを予定しております。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

まず、報告第2号 令和4年度小城市一般会計継続費繰越計算書でございますが、「固定資産評価替業務委託事業」から「体育施設管理事業（芦刈文化体育館屋外キュービクル更新工事）」までの3事業について、令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号 令和4年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、「市有財産等管理事業」

から「農地及び農業用施設災害復旧事業」までの 25 事業について、約 15 億 4,570 万円を令和 5 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 4 号 令和 4 年度小城市一般会計事故繰り越し繰越計算書でございますが、「小城市フットボールセンター整備事業」について、地盤強度確保のための圧密促進に不測の期間を要し、工事が遅延したことから、年度内に執行できない 7 億 4,615 万 9 千円を令和 5 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 5 号 令和 4 年度小城市水道事業繰越計算書でございますが、資本的支出の建設改良費について、1,100 万円を令和 5 年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 6 号 令和 4 年度小城市下水道事業繰越計算書でございますが、資本的支出の建設改良費について、3 億 910 万円を令和 5 年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。



以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。